

第4号様式

一級
二級
木造

建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、建築士法第23条の5第1項・2項の規定により届け出ます。

年 月 日

届 出 者

(開設者の氏名(開設者が法人である場合は名称及び代表者の氏名))

三重県知事

三重県指定事務所登録機関

一般社団法人三重県建築士事務所協会 会長 あて

[注意事項]

- 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、**変更後**の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 2 建築士事務所欄については、**変更前**の事項を記入してください。
- 3 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

建築士事務所	開設者の氏名又は名称	
	建築士事務所の名称	
	建築士事務所の所在地	
	一級・二級又は木造建築士事務所の別	
	登録年月日	
	登録番号	

項 目		変 更 前	変 更 後	変更年月日	
変更事項	建築士事務所の名称 (ふりがな)				
	建築士事務所の所在地	〒 電話番号	〒 電話番号		
	開設者の氏名又は名称 (ふりがな)				
	法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1「役員名簿」のとおり			
	事業年度(決算月日)	月 日	月 日		
	管理建築士	氏名 (ふりがな)			
		登録番号			
		一級・二級・木造の別			
		登録を受けた都道府県名 (二級・木造の場合)			
		管理建築士講習を修了した年月日及び修了証番号		(和暦) 年 月 日 第 号	
所属建築士		別添2「所属建築士変更事項」のとおり			

【作成担当者】

部署：
氏名：
TEL：
FAX：

※指定事務所登録機関 管理欄(記入不可)

--	--

【別添 1】

役員名簿

[記入注意]

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

[illegible]

(備考)	別紙	有	☐
		無	☐

【別添 2】

所属建築士変更事項

[記入注意]

- 1 この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 2 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録されたすべての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属が外れた日を記入してください。また、登録内容に変更があった建築士については、行内に新しい登録内容を見え消しで記入し、所属が外れた日欄に変更が生じた年月日を括弧書きで記入してください。

○ 新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

ふりがな 氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日

変 更 前			変 更 後		
(備考)	一級建築士	名	一級建築士	名	
別紙	二級建築士	名	二級建築士	名	
有 □	計 木造建築士	名	計 木造建築士	名	
無 □	構造設計一級建築士	名	構造設計一級建築士	名	
	設備設計一級建築士	名	設備設計一級建築士	名	

第5号様式

略歴書 (開設者・管理建築士)

(記入注意)

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名					生年月日			
住所		〒						
建築士の資格		一級建築士 ☐	二級建築士 ☐	木造建築士 ☐	なし ☐	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級・木造建築士の場合)	
学歴	年月日	学校名及び学科名				卒業・修了・中退の別		
職歴	期間	勤務先				地位・職名		
	年月～年月							
職歴								

略 歴 書 (管理建築士)

(記入注意)

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名				生年月日		
住 所		〒				
建築士の資格		一級建築士 ☐	登録番号		登録を受けた都道府県名 (二級・木造建築士の場合)	
		二級建築士 ☐				
		木造建築士 ☐				
		なし ☐				
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名			卒業・修了・中退の別	
職 歴	期 間	勤 務 先			地 位・職 名	
	年月～年月					

誓 約 書

私は _____ の管理建築士として
専任することを誓約いたします。

年 月 日

氏 名

三重県知事

三重県指定事務所登録機関

一般社団法人 三重県建築士事務所協会 会長 あて

第六号書式（第二十条関係）（A 4）

第 6 号様式

（開 設 者）

誓 約 書

開設者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び開設者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

開設者の氏名又は名称

三 重 県 知 事
三重県指定事務所登録機関
一般社団法人三重県建築士事務所協会 会長 あて

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 13 条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11 において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 4 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- 5 建築士法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの）
- 6 建築士法第 26 条第 2 項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前 1 年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（9 において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障がいにより建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第 24 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2 に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3 に該当する者を除く。）

（記入注意）

- 1 開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2 から 9 まで、11 又は 12 のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

建築士事務所開設者の注意事項

1 標識の掲示（法第 24 条の 5）第 7 号様式

名 称	
登 録	一級・二級・木造 建築士事務所 三重県知事登録第 号
開設者	氏 名
管理建築士	一級・二級・木造 建築士 氏 名
登録の有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

※ 登録後、左記の標識を公衆の見やすい場所に掲げること

※ 標識の大きさは縦 25cm 以上、横 40cm 以上の大きさ
で作成してください

2 更新登録申請（法第 23 条第 3 項）

登録の有効期間の満了後、引き続き建築士事務所を営もうとする者は、5 年間の有効期間満了日の 30 日前までに更新の登録申請書を提出しなければなりません。

事 項	添付書類	申請書 (正・副) 添付書類	定款(写し)及 び登記事項証 明書	管理建築士及 び所属建築士 の免許証(写)	法定の管理建 築士講習修了 証(写)	法定の定期講 習修了証(写)	知識・技能の維持向上の ための講習修了証(写し) 又は研修計画書	建築士事務所業 務状況申告書
更新	個人	○		○	○	○	○	○
登録	法人	○	○	○	○	○	○	○

<注意事項>登録手数料として 23,000 円を現金又は振込にて納付して下さい。

3 変更届の提出（法第 23 条の 5）

建築士事務所の開設者は、次の事項に変更があったときには、2 週間以内にその旨を届け出なければなりません。

添付書類 変更事項	変更届 第 4 号様式	役員 名簿 【別 添 1】	所 属 建 築 士 変 更 事 項 【別 添 2】	登 記 事 項 証 明 書 (履歴 事項全部 証明書) ※ 1 (原本)	定 款 (写)	戸 籍 謄 (抄) 本	登録申請者		管理建築士		法定の 管理建 築士 講習 修了 証 (写)	管理 建 築 士 が 以 前 勤 め て い た 会 社 等 の 退 職 証 明 書 第 1 号様式	該 当 建 築 士 の 免 許 証 又 は 免 許 証 明 書 (写)	法 定 の 定 期 講 習 の 修 了 証 (写 し)
							略 歴 書 第 5 号 様 式	誓 約 書 第 6 号 様 式	略 歴 書 第 5 号 様 式	誓 約 書 第 2 号 様 式				
1 名称及び 所在地	個 法	○		○※2										
2 商 号	法	○		○										
3 開設者氏名	個	○				○								
4 代 表 者	法	○	○	○			○	○						
5 役 員	法	○	○	○				○ ※3						
6 事業年度	法	○			○									
7 管理建築士	個 法	○		○					○	○	○	○ ※4	○	
8 所属建築士	個 法	○		○									○ ※ 6	○ ※ 5 ※ 6

《注意事項》 ※ 1 届出日時点において発行後三カ月以内のもの
※ 2 所在地の変更を伴わない事務所名称のみの変更の場合は添付不要。
※ 3 新たな役員の就任を伴わない退任のみの場合は添付不要。
※ 4 以下の一つに変更可
(1) 雇用保険被保険者離職票の写し
(2) 健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し（但し、国民健康保険者証は不可）
(3) 確定申告の写し（自営の場合）
(4) 所得証明書（自営の場合）
※ 5 定期講習を未受講の場合は、遅滞なく受講しなければなりません。
※ 6 現行の所属建築士から外れる変更の場合のみ添付不要。
<備 考> (1) 管理建築士の変更にあっては、管理建築士が以前に勤めていた会社の退職証明書等を添付すること。
(2) 登記事項証明書は届出に係る変更の履歴が分かるものを添付すること。

4 廃業等の届出（法第 23 条の 7）

建築士事務所が次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれの該当者は 30 日以内に届出なければなりません。（廃業届と登録申請書（副本）を添付すること。）

- ① 建築士事務所の開設者がその業務を廃止したときは、開設者であった者。
- ② 建築士事務所の開設者が死亡したときは、その相続人。
- ③ 建築士事務所の開設者について、破産手続開始の決定があったときは、その破産管財人。
- ④ 法人が合併により解散したときは、その法人を代表する役員であった者。
- ⑤ 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人。
- ⑥ 登録区分の変更（個人⇔法人、一級建築士事務所⇔二級建築士事務所等）を行うときは、その開設者

※ 上記の届出等については、一般社団法人 三重県建築士事務所協会に提出してください。